

請願第 1 号

子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願書

提出 令和2年 9月2日

伊勢市議会議長 世古 明 様

紹介議員

宮崎 誠
上村 和生
西山 則夫
楠木 宏彦
浜口 和久
辻 孝記
鈴木 豊司

提出者

伊勢市PTA連合会

会 長 山 田 純 也

伊勢市立小中学校校長会

会 長 樋 口 佳 洋

三重県教職員組合伊勢支部

支部長 宮 崎 俊

取交

2.9.2

伊勢市議会

子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願書

請願の趣旨

子どもたちの「豊かな学び」を保障するために、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算がそれぞれ拡充されるよう、また、子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかり、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由

1. 厚生労働省の「国民生活基礎調査（2019）」によると、「子どもの貧困率」は13.5%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれています。伊勢市においても、就学援助を受けている児童生徒が多くいます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイトや保護者の収入が減り、学費を払えない学生・生徒に対し、大学等での修学の継続できるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』が創設されましたが、すべての意志ある学生・生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要です。高等学校等就学支援金制度において、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならない等の課題もあります。また、高等教育の修学支援新制度は、すべての大学・短大・専門学校が対象になっていないなど、制度のさらなる緩和・拡充を求めていかなければなりません。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を切望するものです。

2. 子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、分散登校など、学校現場はこれまでにない対応をおこなってきました。密集や密接を避けるため、また「豊かな学び」を保障し、「確かな学力」を身に付けさせるには「学級編成基準」を引き下げる必要があります。

伊勢市の児童生徒数は、5月1日時点で小学校6020人、中学校3160人で、1クラス平均小学校は約20.9人、中学校は約26.3人となっています。OECD加盟国の中で、1クラス当たりの児童生徒数と日本の平均とを比較すると、1クラス当たりの児童数は少ないと言えますが、1クラス30人以上の学級・学校があるのが現状です。（中学校の平均生徒数は上回っています。）

さらに「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によると、養護教諭は「850人以下の小学校、800人以下の中学校は1人の配置」、栄養教諭は「550人以上の学校に1人の配置、549人以下の学校4校に1人の配置」となっています。新型コロナウイルス感染症の対応はもとより、子どもたちが安全・安心な学校生活を送るには、健康教育や食育、学校給食にかかわる職種の定数の引き下げが早急に必要です。

教育の課題は複雑化・多様化しており、学校現場の業務量は増加しています。「学校における働き方改革」が叫ばれるなか、人的配置をはじめとする財政措置が急務となっています。教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながります。子どもたちが安全に、そして安心して学べるようにするためにも、新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれるものです。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を切望するものです。

3. 2020年8月28日現在、伊勢市では、33校中32校（小学校22校、中学校10校）の校舎が災害指定避難所となっています。避難所における防災関係施設・設備等は、対策が充分なものもある中、多目的トイレの設置など早急な対応が求められているものもあります。また、33校中18校（小学校13校、中学校5校）の学校が津波浸水想定区域内に立地している現状があります。

災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。性やプライバシーに関する課題、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮等、まだまだ改善すべき課題は山積しています。安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを切望するものです。

4. 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないよう必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を切望するものです。